



計画を進めるにあたって

この計画は、子どもをもつ家庭だけではなく、地域全体で、子どもの成長や自立といった子育てを応援するために策定されたものです。そのため、子どものいる家庭だけではなく、市民一人ひとりがそれぞれの役割を担っていただく必要があります。

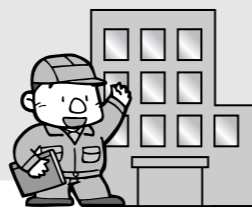
家庭

- ①基本的な生活習慣を定着させましょう
- ②子どもの自立心を育てましょう
- ③子どもに社会のルールを身につけさせましょう
- ④家庭を大事にし協力して子育てをしましょう
- ⑤子どもの成長に応じた接し方をしましょう
- ⑥子育てを前向きにとらえましょう



事業者

- ①子育てしやすい職場環境をつくりましょう
- ②職場見学や体験学習を受け入れましょう
- ③地域とのかかわりを深めましょう



地域

- ①子どもを暖かく見守りましょう
- ②子どもの居場所をつくりましょう
- ③地域で人のつながりを深めましょう



行政

子育て支援を計画的に進めるため、家庭、地域、企業などの調整役を担うとともに、市民にわかりやすい情報の提供に努めます。



この計画についてのお問い合わせは

吉川市健康福祉部子育て支援課
 〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
 TEL048-982-9529(直通) FAX048-982-5513
<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>

吉川市次世代育成 支援対策地域行動計画

ダイジェスト版





吉川市次世代育成支援対策地域行動計画

発行によせて



吉川市長 戸張 胤 茂

吉川市では、新しい時代にふさわしい地域づくりを進めていくため、21世紀におけるまちづくりのあり方を検討し、市民主役のまちづくりの実現をめざして、市民と行政が協働して住みよい魅力あふれるまちづくりを推進しています。

今日の大きな課題として、急速に進む少子化の流れを変えることが差し迫っております。これまで、吉川市では、児童育成計画(エンゼルプラン)により、「子育てと仕事の両立支援」から保育所の整備や子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを活用した子育て支援体制の整備に重点を置き、保育所の待機児童やご自分でお子さんを見ていらっしゃる方への対応などの充実に努めてまいりましたが、少子化の解消には至っておりません。

この少子化への対応を図るため、国では平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化の流れを変え、子育てしやすい環境を整備するため、すべての自治体及び従業員300人を超える企業などに次世代育成支援のための行動計画の策定を義務付け、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することが決定されました。

この度、多くの市民の皆様方の参加によって、「地域のぬくもりが 子どもと親をつつむ 優しさあふれるまち よしかわ」を基本理念とした「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」が策定され、次代を担うすべての子どもたちが健やかに育成されるよう、まち全体で子育てを支援することといたしました。

今後、この計画が目指す「子育てを支援することができる地域づくり」、「子どもの健やかな誕生とげんきな成長を支えるまちづくり」、「子どもを安心して育てることができるまちづくり」を実現するため、私ども行政の努力に加え、家庭、学校、地域そして企業等の皆様と連携しながら様々な取り組みを進めてまいりたいと思います。

次世代育成支援対策地域行動計画って？

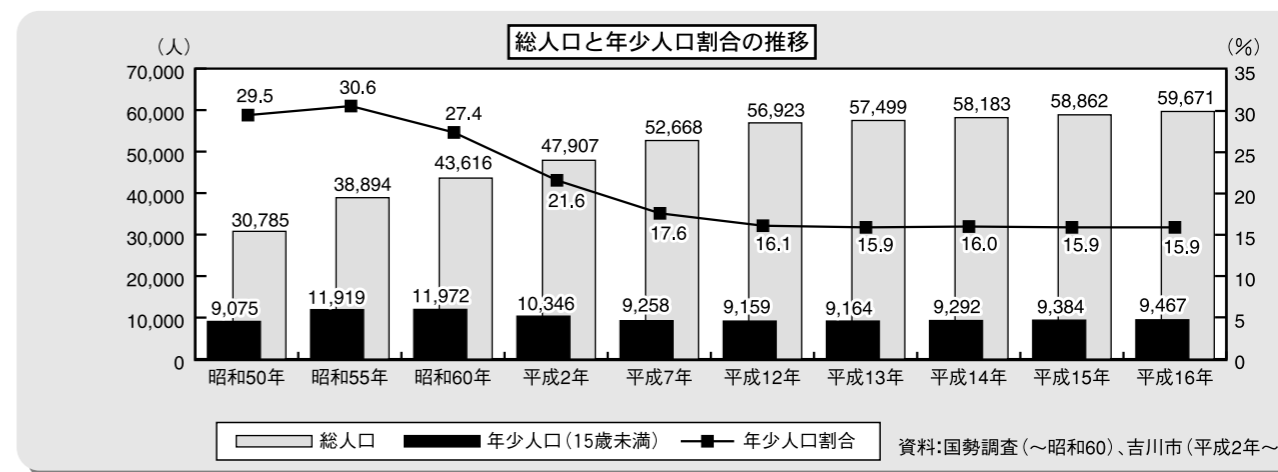
次世代育成支援対策地域行動計画とは、今日の急速な少子化の進行などを踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、都道府県や各地方公共団体、従業員数が300人を超える一般企業等に策定が義務付けされた計画です。

少子化の現状は？

吉川市では、昭和55年をピークに子どもの数の割合は、低下傾向にあり、平成12年には16.1%と、ここ数年は16.0%前後で推移していますが、総人口と比較すると、現在でも少子化が進んでいることがわかります。

また、女性が一生の間に産む子どもの数とされる合計特殊出生率は、昭和50年に全国で2.0を割った後、ほぼ一貫して低下しており、平成15年には全国で1.29、本市は1.24で、現在の人口を維持するのに必要といわれている2.08を大きく下回っています。

こうした少子化の要因としては、従来いわれてきた晩婚化・非婚化に加えて、夫婦の出生力の低下という点が指摘されていますが、その背景には、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに対する心理的・肉体的負担感、教育費などの経済的負担、さらには結婚観、家庭観などの個人の価値観の変化があると考えられています。



計画の期間は？

- ①この計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。
なお、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、吉川市における状況の変化等に迅速に対応していくため、平成21年度に計画の見直しを行います。
- ②平成21年度までの5年間を前期計画期間とし、平成22年度から26年度までを後期計画として位置づけます。





計画の基本的考え方

基本理念

地域のぬくもりが 子どもと親をつつむ 優しさあふれるまち よしかわ
 ~未来を担う子どもたちのために~

我が国における急速な少子化の進行は、いまだかつてない危機的な状況で、社会保障制度の維持等にも深刻な影響を与えています。また、その影響は、社会経済情勢のみならず、家庭及び地域社会を取り巻く環境にも大きな変化を生じさせています。

この少子化に歯止めをかけ、親(保護者)と子どもがいきいきと生活できる環境をつくるため、今日、あらためて人と人がふれあうことの大切さが認識されてきています。

このような中、未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望の光となるべきものです。人々がふれあうことのできるまちで、子どもたちが健やかに誕生し、げんきに成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会を、私たち大人が築いていく必要があります。

そこで、どうしたら子どもを生き育てやすい環境になるか、子どもたちは何を求めているのか、子どもたちに何が大切なのかを私たちが主体的に考えて行動していく必要があります。

そのためには、行政をはじめ、関係団体や関係機関が協働した取り組みを進めていかなければなりません。

基本方向

1. 子育てを支援することができる地域づくり

三世代同居による家族内の援助や地域住民との地縁による助け合いも、急速な核家族化や都市化により期待ができない状況になりつつあります。そのため、今後は、地域社会が一体となった現状に即した新しい形での子育て支援体制を、行政をはじめ、関係団体や関係機関が協働して確立していく必要があります。

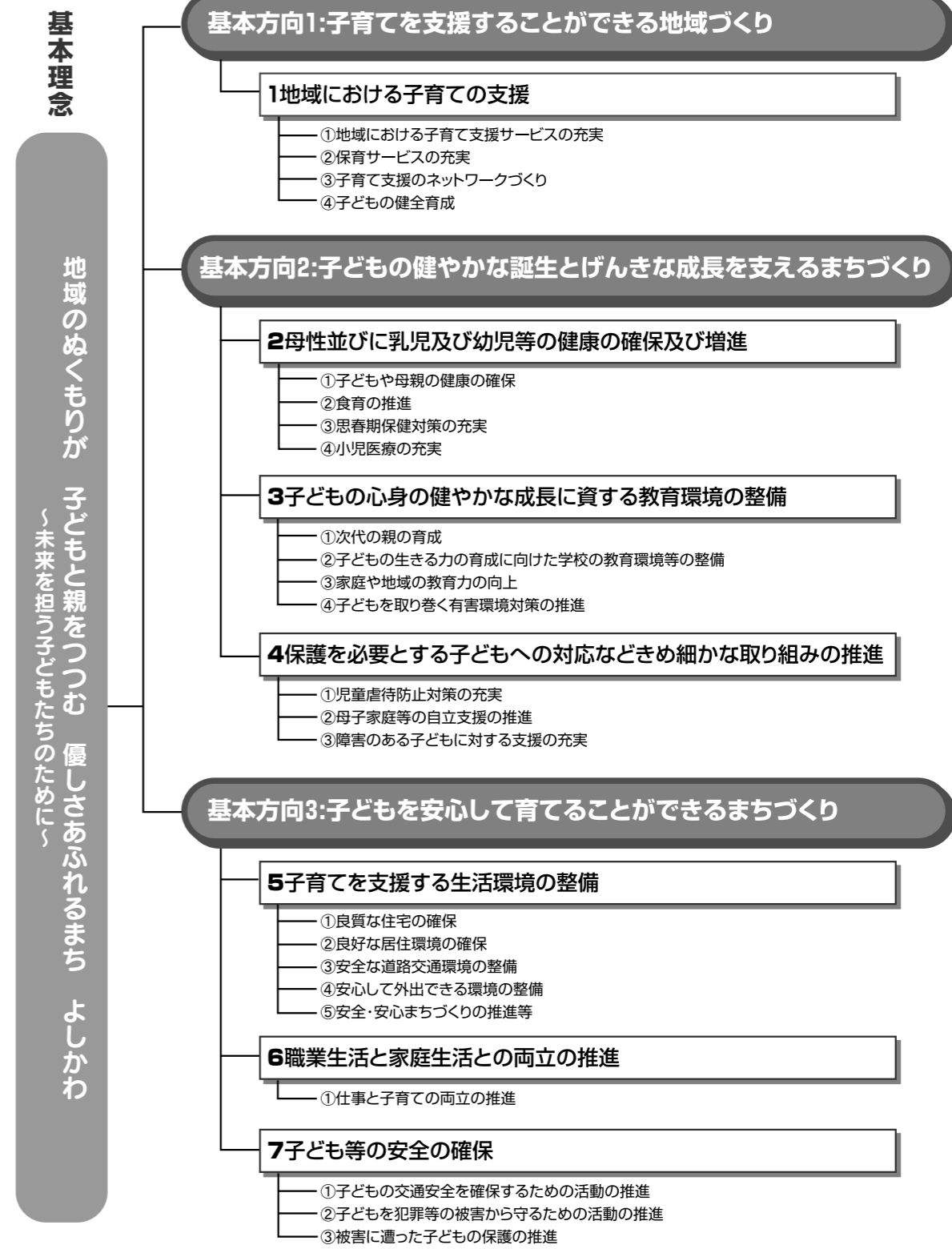
2. 子どもの健やかな誕生とげんきな成長を支えるまちづくり

少子化による社会変化のほか、妊娠や出産に対して不安を持つ親の増加や虐待や犯罪の多発など、父親や母親、子どもを取り巻く環境にも大きな変化を生じさせています。そのため、今後は、将来を担う子どもたちが健やかに誕生し、げんきに明るく、のびのびと育つ家庭を地域全体で支えることのできるまちづくりが必要です。

3. 子どもを安心して育てることができるまちづくり

安心して子どもを育てることができる環境は、私たちが暮らしていく上での基本的な条件ですが、現状では子育てを取り巻く環境は厳しく、生活環境や社会環境等、良好な子育て環境が得られない場合があります。そのため、こうした環境面の改善を図り、すべての家庭が、より安心して子どもを育てることができるまちづくりが必要です。

計画の体系





吉川市次世代育成支援対策地域行動計画

主な計画内容は？

主な計画内容

1. 地域における子育ての支援

保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実、子育て支援のネットワーク化や子どもの健全育成など、地域における子育て支援の充実を図ります。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母親が心身の健康を保持し、安心して妊娠・出産ができるよう、またすべての子どもたちがより健康な生活が送れるよう、きめ細かな相談・支援体制の整備や健康教育、医療体制の充実を図ります。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心をもった大人に育つよう、学校の教育環境等を整備するとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携の下で、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

4. 保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立支援、さらには障害のある子どもやその家族への支援など、保護や支援を必要とする子どもや家庭のための施策を推進します。

5. 子育てを支援する生活環境の整備

良好、良質な住宅・居住環境の確保、また安心して外出できる環境の整備等、子育て家庭を取り巻く生活環境を整備します。

6. 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性の子育て参加を促すなど、男女の働き方を見直しつつ、仕事と子育ての両立を支援するため、職場の環境づくりや各種保育サービスの充実などを推進します。

7. 子ども等の安全の確保

交通事故や犯罪等の危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策を推進するとともに、被害に遭ってしまった子どもへの支援にも取り組みます。



特定14事業の事業目標

事業名	平成16年度実施状況		平成21年度目標事業量等	
	人数	か所数	人数	か所数
①通常保育事業	613人	6か所	716人	8か所
②延長保育事業	109人	6か所	226人	8か所
③夜間保育事業	実施していません		4人(ファミリー・サポート・センターの協力会員による預かりでの対応。)	
④休日保育事業	実施していません		人口推計等を勘案するとともに保護者の意向や状況を見ながら検討。	
⑤一時保育事業	20人	2か所	20人	2か所
⑥特定保育事業	実施していません		通常・一時保育で対応が可能なため、それぞれの受入枠の拡大を検討。	
⑦学童保育室(放課後児童クラブ)	353人	7か所	392人	7か所
⑧ファミリー・サポート・センター事業	254人	1か所	321人	1か所
⑨地域子育て支援センター事業	—	1か所	—	1か所
⑩つどいの広場事業	実施していません		当面は子育て支援センターにより対応。	
⑪乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育・派遣型)	実施していません		施設型の開設と併せて検討。	
⑫乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育・施設型)	実施していません		近隣市町と連携して医療機関等への委託方式での実施を検討。	
⑬子育て短期支援事業(ショートステイ)	実施していません		乳児院・児童養護施設との委託方式での実施を検討。	
⑭子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	実施していません		乳児院・児童養護施設との委託方式での実施を検討。	

※特定14事業とは？ …… 国の指定した特定事業であり、目標値の設定が必要な事業。